

定期調査報告書

(第一面)

定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事

<記載例と注意事項>

記載例と間違いが多い部分などについて記載しています。

※後ページに記載されている(注意)もご確認ください。

令和 5年 6月 1日

法人の場合は法人名、役職も記載してください。

報告者氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 札幌 太郎

調査者氏名 調査 花子

【1.所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ〇〇〇〇 ダイヒョウトリシマリヤク サッポロ タロウ
【ロ. 氏名】 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 札幌 太郎
【ハ. 郵便番号】 060-〇〇〇〇
【ニ. 住所】 札幌市中央区北1条西2丁目〇-〇〇
【ホ. 電話番号】 011-211-〇〇〇〇

【3.調査者】の代表となる調査者の氏名が自動入力されます。

【2.管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ〇〇〇〇 ダイヒョウトリシマリヤク サッポロ タロウ
【ロ. 氏名】 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 札幌 太郎
【ハ. 郵便番号】 060-〇〇〇〇
【ニ. 住所】 札幌市中央区北1条西2丁目〇-〇〇
【ホ. 電話番号】 011-211-〇〇〇〇

【3.調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格】

(一級) 建築士 (大臣) 登録 第 12345678 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 チョウサ ハナコ

【ハ. 氏名】 調査 花子

【ニ. 勤務先】 調査建築設計事務所

(一級) 建築士事務所 (北海道) 知事登録第 (石)4321 号

【ホ. 郵便番号】 060-〇〇〇〇

【ヘ. 所在地】 札幌市〇区〇〇

【ト. 電話番号】 011-〇〇〇-〇〇〇

一級建築士または二級建築士として報酬を得て調査を行う場合は、建築士事務所登録が必要です。(建築士法23条) 無報酬の場合は『無報酬』と記載をお願いします。

(その他の調査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録 第 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4.報告対象建築物】

【イ. 所在地】 札幌市中央区南7条西2丁目

【ロ. 名称のフリガナ】 サッポロマンション

【ハ. 名称】 札幌マンション

【ニ. 用途】 共同住宅、物販店舗

(第三面)【2.調査の状況】の内容に応じて自動入力されます。

【5.調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 5年 7月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】

※受付欄

※特記欄

第三面【2.調査の状況】のハ欄に記入された改善予定日のうち、最も早い年月を記入してください。

建築物基本番号及び区分は札幌市より春にお送りする定期報告のお知らせ状に記載されています。

建築物基本番号 区分
A00000 7 項
必ず記入してください

※印の欄は記入しないでください

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

前回調査時以降に把握した建築物に係る不具合等のうち、調査結果表で要是正として指摘したものの**以外**について、把握している範囲で記入してください。把握していない場合は第4面を省略することができます。

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがる場合は、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。

- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条(同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5欄は、前回調査時以降の建築(新築を除く。)、模様替え、修繕又は用途の変更(以下「増築、改築、用途変更等」という。)について、古いものから順に記入し、確認(建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6欄の「ニ」は、(注意)⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6欄の「へ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4.第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況(別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。)に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。)は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有(飛散防止措置無)」又は「有(飛散防止措置有)」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等(以下「不具合等」という。)について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善(予定)年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

調査結果表

番号	調査項目	調査結果			担当調査者番号												
		指摘なし	要是正	既存不適格													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">当該調査に関与した調査者</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">氏名</td> <td style="width:15%;">調査 花子</td> <td style="width:15%;">調査者番号</td> <td style="width:10%;">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他の調査者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						当該調査に関与した調査者		氏名	調査 花子	調査者番号	1			その他の調査者			
当該調査に関与した調査者		氏名	調査 花子	調査者番号	1												
		その他の調査者															
1 敷地及び地盤																	
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○			1											
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○			1											
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○			1											
(4)		有効幅員の確保の状況	○			1											
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○			1											
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	○			1											
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	○			1											
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	-	-	-												
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	-	-	-												
2 建築物の外部																	
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○			1											
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○			1											
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	-	-	-												
(4)		土台の劣化及び損傷の状況															
(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況														
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況														
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況														
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況														
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	-	-	-												
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			1											
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	○			1										
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	-	-	-											
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	-	-	-											
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	-	-	-											
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○			1											
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○			1											
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○			1										
(18)	支持部分等の劣化及び損傷の状況		○			1											
3 屋上及び屋根																	
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○			1											
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○			1											
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○			1											
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	-	-	-												
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	-	-	-												
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況	-	-	-												
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	-	-	-												
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○														
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○														
4 建築物の内部																	
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況		○	○	1											
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	○			1											
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況	○			1											
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	○			1										
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○			1										
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-	-	-											
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-	-	-											
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-	-	-											
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-	-	-											
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			1											
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○			1										
(12)			部材の劣化及び損傷の状況	○			1										
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	-	-	-											
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○			1										

調査時に全面打診が必要である場合（平成20年3月10日国土交通省告示282号参照）にも関わらず、全面打診調査等が未実施の場合も「要是正」に該当します。

既存不適格に○をいれる場合は、併せて要是正にも○を入れてください。

防火区画を構成する壁等について必要な性能を有しているか確認（耐火性能も含みます）。

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	○					病院、児童福祉施設、ホテル等の防火上主要な間仕切壁が適正に設置されているか等を確認。 壁の内装材に準不燃材料等の適正な材料を使用しているかを確認。 天井の内装材に準不燃材料等の適正な材料を使用しているかを確認。		
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○							
(17)	床	躯体等 防火区画を構成する床等について、必要な性能を有しているか確認(耐火性能も該当含まます)。 耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	-							
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	-							
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○							
(20)			準耐火性能等の確保の状況	○							
(21)			部材の劣化及び損傷の状況	○							
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○							
(23)			天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○					
(24)		特定天井	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○							
(25)			特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	-							
(26)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)又は戸	常閉防火戸がある場合は該当します。防火戸の閉鎖速度等が適正か確認。	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○				1			
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	○						1	
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況	○						1	
(29)			防火扉又は戸の開放方向	○						1	
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○						1	
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	○						1	
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	○						1	
(33)			常閉防火扉等の固定の状況	○						1	
(34)			照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○						1
(35)				防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	○						1
(36)			警報設備		警報設備の設置の状況	○					
(37)	警報設備の劣化及び損傷の状況	○								1	
(38)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況	○						1	
(39)			採光の妨げとなる物品の放置の状況	○						1	
(40)			換気のための開口部の面積の確保の状況	○					1		
(41)			換気設備の設置の状況	○					1		
(42)			換気設備の作動の状況	○					1		
(43)			換気妨げとなる物品の放置の状況	○					1		
(44)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況	-	-	-					
(45)			吹付け石綿等の劣化の状況	-	-	-					
(46)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	-	-	-					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	-	-	-					
5 避難施設等											
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○					1		
(2)	廊下		幅員の確保の状況	○					1		
(3)			物品の放置の状況		○				1		
(4)	出入口		出入口の確保の状況	○					1		
(5)			物品の放置の状況	○					1		
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況	-	-	-					
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況	○					1		
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況	○					1		
(9)			物品の放置の状況	○					1		
(10)			避難器具の操作性の確保の状況	○					1		
(11)			階段	階段	直通階段の設置の状況	○					1
(12)					幅員の確保の状況	○					1
(13)	手すりの設置の状況				○		○		1		
(14)	物品の放置の状況	○							1		
(15)	階段各部の劣化及び損傷の状況	○							1		
(16)	屋内に設けられた避難階段		階段室の構造の確保の状況	-							
(17)	屋外に設けられた避難階段		屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	○							
(18)			開放性の確保の状況	○							
(19)	特別避難階段		バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況	-							
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況	-							
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況	-							
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	-							
(23)			物品の放置の状況	-							
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	○					1		
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	-	-	-					
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況	-	-	-					
(27)	排煙設備		排煙設備の設置の状況	○					1		
(28)			排煙設備の作動の状況	-	-	-					
(29)			自然排煙口の維持保全の状況	○							
(30)			非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	○					1	
(31)	その他の設	非常用エレベーター	非常用の進入口等の維持保全の状況	○					1		
(32)			乗降ロビー等の構造及び面積の確保の状況	-	-	-					
(33)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	-	-	-					
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	-	-	-					

(35)	備等		乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	-	-	-		
(36)			物品の放置の状況	-	-	-		
(37)			非常用エレベーターの作動の状況	-	-	-		
(38)		非常用の照明装置		非常用の照明装置の設置の状況	○			1
(39)				非常用の照明装置の作動の状況		○		1
(40)				照明の妨げとなる物品の放置の状況	○			1
6 その他								
(1)	特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	-	-	-		
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	-	-	-		
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	-	-	-		
(4)			上部構造の可動の状況	-	-	-		
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	-	-	-		
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	-	-	-		
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	-	-	-		
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	-	-	-		
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	-	-	-		
7 上記以外の調査項目								
			有機系接着剤張り工法による外壁タイルの引張接着試験を行った場合は、この欄に判定結果を記載してください。（それ以外ではこの欄を使用せず、特記事項に記載してください。）					
その他確認事項			該当する防火設備の有無を記入してください。（下記（注意）⑪参照）有の場合は設置階を記入してください。					
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無 <input type="checkbox"/> 有（ 階） <input checked="" type="checkbox"/> 無								
特記事項								
番号	調査項目	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善（予定）年月		
2(11)	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルの一部剥落		外壁改修工事の実施		R6.11		
4(1)	令第112条第9項に規定する区画の状況	E V扉が遮煙性能を有していない(既存不適格)		-		無		
5(3)	廊下の物品の放置の状況	避難通路への物品放置		物品の撤去		R5.7		
5(13)	階段の手すりの設置の状況	避難階段の手摺未設置（既存不適格）		-		無		
5(39)	非常用の照明装置の作動の状況	非常用照明不点灯		バッテリーの交換		R5.12		
		調査項目の番号を記入してください。		既存不適格の場合はその旨記入してください。				
		要是正の指摘がある全ての調査項目について記入してください。欄が足りない場合は行を追加してください。						

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「調査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

調査結果図

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る。）
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
(6)から(7)	屋根（屋上面を除く。）
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却塔設備、等）
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(33)	防火設備又は戸
(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
(36)から(37)	警報設備
(38)から(43)	居室の採光及び換気
(44)から(47)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

配置図については、方位・敷地境界線、敷地内における建築物の位置がわかるものを添付して下さい。
 また、各階平面図については、廊下・階段・各室及び出入口の位置関係がわかるものとし、寸法についてはおおむね室の大きさや階段・廊下の幅等がわかるものを添付して下さい。
 図面が1枚に収まらない場合や、この様式枠を使用することで図面が不明瞭になる等の場合は、別途添付してください。
 図面上に指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記してください。
 有機系接着剤張り工法による外壁タイルの引張接着試験を行った場合は、各階平面図に調査位置を記載してください。

※記載例の場合、

- 2-(11)外壁タイルの剥落の箇所を図示
- 5-(39)非常用照明の不点灯箇所を図示

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

調査結果表・調査項目を記入してください。

部位	番号	調査項目	調査結果
		2(11)	タイルの劣化及び損傷の状況
<p>写真貼付</p> <p>※同様の指摘が複数ある場合には、代表的なものの写真を1枚貼付してください。</p>		特記事項	
		<p>外壁タイルの一部剥落 (写真①)</p> <p>指摘内容を記入してください。</p>	

部位	番号	調査項目	調査結果
		5(3)	廊下の物品の放置の状況
<p>写真貼付</p> <p>※同様の指摘が複数ある場合には、代表的なものの写真を1枚貼付してください。</p>		特記事項	
		<p>避難通路への物品放置</p> <p>要是正以外の指摘について記入する場合は、こちらにチェックを入れてください。</p>	

(注意)

- ① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。